

サービス料金について

(運営規定 抜粋)

※2021年4月より、変更された項目は赤字で記載されています。

(2) サービス料金

利用料金の基本部分は、次表のとおりです。

【基本部分】

	授業終了後に行う場合	休業日に行う場合
利用料	6,619 円	7,902 円
利用者負担額	661 円	790 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1ヶ月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市区町村窓口までお問合せください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、上記の基本部分に下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容	○=算定中 空欄=算定なし
児童指導員等加配加算 I	2,049 円	左記の1割	従事者の員数に加え理学療法士等を1以上配置した場合、1日につき加算されます。 ※公認心理師	○
専門的支援加算	2,049 円	左記の1割	従事者の員数に加え理学療法士等を配置した場合、1日につき加算されます。 ※公認心理師	
特別支援加算	591 円	左記の1割	心理指導担当職員を配置し、心理指導を行う場合、1日につき加算されます。 ※専門的支援加算と同時算定はありません。	
福祉専門職員配置等加算	164 円	左記の1割	常勤のうち、理学療法士等の割合が100分の35以上の場合、1日につき加算されます。※公認心理士	○
福祉・介護職員処遇改善加算	右記	右記	所定単位数(基本報酬及び各加算)に8.4%が加算されます。	○

② 事業所がとった対応の内容により、更に下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別)	1,096円	左記の1割	事業所等において、利用児童と家族等に相談援助を行った場合に加算されます。 月1回まで加算されます。 *当支援室では1回30分までとさせていただきます。
事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ)	876円	左記の1割	事業所等において、グループで利用児童と家族等に相談援助を行った場合に加算されます。 月1回まで加算されます。
欠席時対応加算(Ⅰ)	1,030円	左記の1割	利用児童が利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。 *急病などで予期せぬ欠席をする際、見通しを持って安心して通所できるよう、お電話で次回の課題の進め方、振替などを相談・調整させていただきます。 *事前に欠席がわかっている場合は支援室までお早めにお知らせください。
欠席時対応加算(Ⅱ)	1,030円	左記の1割	放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた場合で短時間(30分以下)のサービス提供の際に加算されます。または、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30分以下)のサービス提供となった場合に加算されます。
個別サポート加算(Ⅰ)	1,096円	左記の1割	受給者証に「指標該当有」もしくは「個別サポート加算(Ⅰ)」の記載がある児童を受け入れた場合に1日につき加算されます。

個別サポート加算(Ⅱ)	1,370 円	左記の1割	家庭での養育に支援が必要な児童を受け入れた場合に、家庭とのかかわりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携し、支援を行う場合に1日につき加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,644 円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
家庭連携加算 (イ)1時間未満 (ロ)1時間以上	イ 2,049 円 ロ 3,068 円	左記の1割	放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に加算されます。(月4回を限度)
関係機関連携加算	2,192 円	左記の1割	小学校等の関係機関と連携して放課後等デイサービス計画の作成に係る会議の開催及び日々の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整及び相談援助を行った場合、1日につき加算されます。

※詳細は、「事業者ハンドブック」に記載されております。

支援室に備え付けておりますので、ご希望の方は、お声がけください。

6 その他の費用についてと支払いに関する注意事項

内 容	料 金
療育教材費用、その他創作・学習活動等における材料の実費	療育教材費用1日あたり 250 円
療育キャンセル費用(補講用教材作成を含む)	1回あたり 250 円
希望者のみ返信用封筒(切手代を含む)	1回あたり 100 円
希望者のみ口座振り込み手数料	ご利用の銀行によって異なります
希望者のみ口座振替手数料	1回あたり 90 円
実費でのひとり通所訓練に係る費用	事業所から原則徒歩 15 分以内 1回(30分)につき 1000 円 *職員の交通費の実費あり

昼食代	1食あたり 480 円 又は実費相当額 *大盛 520 円 特別プログラム等での増額分の実費あり
おやつ代	1回あたり 100 円 *ご褒美おやつ増額分の実費あり
買い物訓練に係る費用	1回あたり 150 円 *ご褒美おやつ増額分の実費あり
Vineland II (検査)	1回あたり15,000 円 (検査 1.5 時間~2 時間・書面でのフィードバック含む) <自費オプション> *他機関提出用検査報告書作成料 1 通 2000 円 *自費相談 3000 円/30 分
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者の負担とすることが適当と認められるものの実費	実費相当額

【支払いに関する注意事項】

- ※サービス提供を継続するにあたり必要とされる書類の未提出や利用料金支払いの度重なる遅延、利用者及び保護者との連絡困難・音信不通などが改善されない場合、事業者は契約を解約し、サービスの提供を中止させていただきます。
- ※料金の遅延が3回続いた場合、口座振替の変更をお願いしています。遅延防止の策が講じられない場合、事業者は契約を解消し、サービスの提供を中止させていただきます。
- ※利用料金のお振込みが期限を過ぎてしまった際は、事務処理の関係上、お振込み期日から5日以内に直接支援室まで現金でお支払いにお越しく下さい。おつりがないうちにご用意ください。プログラム提供中の対応はできませんので、事前にご来室時間をご相談ください。